13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コー	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 措置の 分類 内容		再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
130011	容器包装以外のプラスチックとプラスチック製容器包装との混合収集	に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)で、	等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象 となっていないプラスチックを、プラスチック製 器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源 化できるようにする。	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 提案理由: 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。 リサイクルを開始した(年間約3万トン)。 リサイクルを開始した(年間約3万トン)。 リサイクルを開始した(年間約3万トン)。 リサイクルを開始した。 CO2排出量をもらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 (①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック襲容器包装の回収率も向上させることができる。 (②) 容器包装リサイクルリルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 (②) 容器包装リ外のプラスチックの具体を促進することが可能となる。 を器包装以外のプラスチックの具体を促進することが可能となる。 を器包装以外のプラスチックの具体を促進することが可能となる。		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集することは、市町内の判断できるものである。そもそも、廃棄物の収集は市町村の自治事務であり、例えば、市町村が、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装とともに収集を行い、容器包装であるものとそうでないものを分別、ブラスチック製容器包装とともに収集を付い、容器包装区が清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処分等の変形の基準に依比独自に実材に、大きでは、対しては、大きでは、公司の主要を対しては、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで	基本計画において示す! 循環型 社会、低炭素社会、自然共生社 会を統合した持続可能な社会に 向けた展開」に賞することは、貴 省も認めるところである。本提案	混合収集した後の「選別」は、作業の手間と社会的コストを増大させる無駄なプロセスとなる。		1 0 2 5 5 0 1 0	古屋市	愛知県	環境省
130012		集及び再商品化の促進 等に関する法律 (第1条、第2条、第11~1。 条、第21~32条) ・容器包装廃棄物の分別 収集に関する省令 第2 条・廃棄物の処理及び清掃	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下, 字器包装ゆりサイクル法した)。70 は、容器包装廃棄物について, 消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器-包送の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。際には、ほとんどの特定事業者(再商品化費用を支払っている。容器包装りサイクル法の対象となる容器包装し、家庭から排出される容器包装り、家庭から排出される段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボール及び第二条が、アルミ缶、投資を器包装の8種類となっており、こが一ルの投資が大力のプランスが、大アルモ缶、投資・ステール街、アルミの、対域・アットでしている。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、週別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。) 指案理由: 本市では、容器包装リサイクルを開始した(電間お3万トン)。 リサイクルを開始した(電間お3万トン)。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量を2011年では、2021年に基準された。 (1) では、2011年		本提案は、容器包装以外のブラスチック製品の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、ブラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを担う指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会。以下、「容別協会」という。)に引き渡すというものである。 循環型社会形成性進基本法では、(規却・埋立よりもリナイクルを発うことしており、本規率のようにできるだけリサイクルに回した。)とする考え、国民のおきにであたしかして、国党が拡大により、現行のブラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会形成性進基本計会、自然共生となを終めたこととであるが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 未提案では、容器色製以外のブラスチックリサイクルを関していては、容器包装以外のブラステックリサイクル表であるが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 未提案では、容器色製以外のブラスチックの再商品化を発度は市が別途負担するということであるが、具下の点から特区としての対応は不可能である。 未提案では、容器色製以外のブラステックの再商品化を接受は係る分別収集及び再商とに分をと考え得るが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案をは、2000年で、2000年で、2000年で、2000年で、200年で、2000年で	本提案が循環型社会形成推進 基本計画において、計循環型 社会、領域業社会、自成業社会、自成業社会 に同けた原制に賞することは、負 者も認めることである。本提案	③「分別向上への熱意」ゆえの提案であ り、「分別意識の希薄化」につながるもの ではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を トロシストントンをが担けている「事業		1 0 2 2 5 名	古屋市	愛知県	財務省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省
130020	高知県香美市におけるニホンカ モシカ捕獲特区	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律第7 条、第9条	(7条関係) 都道府県知事は、当該都道府県 の区域内においてその数が著しく 増加又は減少している馬獣が息の 場合において、当該馬獣の作息の 状況等を勘象に、当該馬獣の保 護のため特定局獣保護管理計画を 定めることができる。 (9条関係) カモシカによる生活環境、農林水 産業等の目的で鳥獣の捕獲等をし ようとする者は、都道府県知事の許 可を受けなければならない。	文化財保護法で特別天然記念物に指定されて いるニホンカモシカを、林業被害の軽減のため に、保護地域(カモシカ)が設定されていない市 町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、橋道府県 のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を 得られれば、個体教管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。	今回提案する事業は高知県香美市における「二ホンカモシカ捕獲特区」です。二ホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においては二水ンカモシカトモシカにも対しており、前接を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食音を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の以入に大きな影響を及ほます。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につなが名のではないかと考えられます。二ホンカモシカの個級な動管理に関する調査を行ったところ、昭和3の年にニホンカモシカル等別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和50年に文化庁、理論庁、林野庁の3中の間で、カモシカの取扱の基本政策を指定し、生息環境の保全を含めてウモシカ側条件ので食品であることに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてウモシカ側条件の交流の構造をれていたということです。3庁合意から2年を終た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため(2)の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「二ホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採及を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。		島獣保護法によるカモシカの捕獲については、シカやイノシシなどと同じく、特定島獣保護管理計画に基づき個体教管理のために行う捕獲と農作物や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたっては、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、捕獲許可を受ける必要がある。また、捕獲許可は、自治事務として都道府県知事(条例等により許可権限が委譲されている場合は市町村長)の権限となる。なお、特定馬院保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県が任意に策定する計画であり、計画の策定にあたって環境大臣の許多を必要としない制度となっている。(計画区域に国指定農獣保護区が含まれている場合は、計画内容についての環境名との協議は必要)で要望に関しては、申請内容が鳥獣保護法に封び適正なものであれば捕獲が認められることから、都道府県等と相談の上、捕獲許可を受けていただ(必要がある。なお、元のことのほかのカント・カモシカは、特別天然記念物に指定されている種であることから、最法に基づば程野中以外に、あらかじめ文化財保護法(文部科学省所管)に基づく現状変更の許可を受けることが必要とされている。	市町村が特定島獣保護管理計画を作成することについて、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	東省の回答によりますと、現行の特定局景保護室理計画は、科学的なデータに基づ代計画 かな保護管理を推進するために現が策定し、 いるものとされていますが、市においても、 データ収集のための調査、計画的な保護管理を行えるであると考えます。また、管理計画の部間機関として「審美市 が提示したりを明計画で変奏した設立に、構造 提示した場合、文章科学なからでと設立に、研究 にはいます。基本が収に大変に対して、 は、対して、大変科学なから文化 財保護法に基づく現状変更の必要えられます。 市の特定局駅保護管理計画策定についてゼ ひとも前向きな検討をお願いしたいです。	るニホンカモシカ捕獲	1 0 3 4 0 1 0	Å	高知県	文部科学省環境省

13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コート	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 措置の 分類 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	₹提 星案 長事 提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
130030	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律第48 条	プレニカニ提ばる車項について行う	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀 頻照所持等部結法第4条第1項第1号の規定に よる許可を有している者」については、既に「銃砲 の安全な取扱いはクリアしているところでは、 当該技能試験を免除することにより、狩猟免許所 持着を増加させる。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、 有害鳥獣補獲や個体数調整を実施するためには労猟者の確保は喫緊の課題であり、狩猟免許 所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要があるため。	СШ	そのうち、技能証帳は、狩猟に必要な技能を備えているかとうかを判定するため、銃の点様、 分解及び組み立て等の銃の散放の他、距離の目測能力、鳥獣の判別能力等について、合格基 準を満たしていることが求められている。 それに対して、銃役の判断所待等取締法に基づく銃の所持許可に係る技能検定は、環銃の	てを免除することを求めるものではなく、技能試験の一部を免除することを求めるものである。 銃 刀法に基づく技能検定と同様の項目を免除することについて、 花提案主体からの意見を踏まえ、、	: てを免除しようとするものではなく、「猟銃の点検・ ・ ・ ・ ・		1 0 7 1 0 1 0	兵庫県	環境省
130040	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等をできること とする	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律第28 条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図 るため特に必要があると認めるとき は、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状 沢を勘楽にて、鳥獣の保護のため 重要と認める区域を県指定鳥獣保 護区として指定することができる。	鳥駅保護区の全部又は一部について、都道府 県知事が指定した区域においては、シカなどの 特定の鳥駅がシカ、インシンに関し、わなによる捕 獲等を可能とする区域を指定することができるこ ととする。	本県においては、二ホンジカ及びイノシン等による風林業被害が8億円を超える水準にあり、 有害島獣捕獲や個体故調整を実施しているが、狩猟期間中にも「狩猟、安全面等を考慮し、わ なに限定」による捕獲を推進、一当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要があるため。(「特定 体猟区」制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。)		鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める地域について、鳥獣の大規様な生息地における島影相の保護、渡り鳥等の集団渡来地の保護及び希少動物の生息地の保護等の目的に応じて指定するものである。 鳥獣保護区における狩猟の実施は、鳥獣保護区の内生息環境の授乱に繋がり、鳥獣の生息に重大な支管を没ぼするたれがあることから、要望への対応は困難であるなお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる区域であっても、農作物や造林木への被害を受けた者(自治体等)が、接管防止を目的として行う有害馬獣捕獲があり、その実施にあたって、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、許可を受けて有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっているところである。	右記提案主体からの意見を踏ま え、再度検討し、回答されたい。	本県提案は、鳥獣保護区内のシカ及びイ/シシ以外の鳥獣の生息環境に配達に使用できる猟具を行なに限定するものであり、他の鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすものとは考えがたい。また、鳥獣保護区の全でで実施するものではなく、本戦を受しなめる鳥獣保護区域でされるものである。近年、鳥獣保護区等の更新の際には、「シカ」、「イノシン」による農作物被害を理由に地元同意がなされないケースも少かからずあることから、鳥獣保護区の存続のためにも一定の規制緩和措置が必要と考える。		1 0 7 7 1 5 5 6 9 9	兵庫県	環境省
130050	温室効果ガス 広範な国内排出権取引の実施	-	現行法令上、地域的な排出量取引 の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては 実施障害の発生を避けるため、自主参加型にで 付なう。既存無計量の基準となるキャップの割り 当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基 生なる制度創設の代替的な試行実施特区とす る。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内接出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を提用する。 財出量取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の護長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは 享都議定書採択時の護長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJIは 写象見つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上 国への押止付けにしか見えない。「特因」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出 権取引を実施し、且の室中な第二者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策 の有用な一手となることは確実であろう。 代替的措置 本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものではあるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又 制度の普及という点において大きな措置として譲ずることができようというものである。	E -	現行法令上、地域的な排出量取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出量取引 の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。	右記提案主体からの意見につし て回答されたい。	本提案は、「地球温暖化対策の推進に関する 注律」の中で定められた。 CO2/CH4/N2O/HFC/PFC/SF6といった6種 類の「広範な」温室効果ガスを対象とするもの である。 末た、世界的に流れとしてはCO2に着目した。 温室効果ガスのみ限引材料となっており、他 のガスについては未だ成別した即引機構の 創生はなされていない、しかしながら、京都議 定金の議長間であり遅れして日本において は、大いに即り組むべき課題であると考えら れる。この点を特区という特殊環境下で即引 市場の確率と実即引の設行的実施を行なうこ とで世界的点取引のペンデマークとするもの とするものであり、環境省の回答は輪点のす り替えである。	温室効果ガス国内排 出権取引特区創設プ ロジェクト	1 0 5 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 9 1 1 0		经济産業省 環境省
130060	温室効果ガス排出権取引所の 閉設	-	現行法令上いわゆる排出権につい て取引を行う取引所の開設自体に ついての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガス の流動性を高めるため、排出権取引所の設立を 特区内において行う。併せて取引材料の特殊性 を鑑み、法令の定める要件の振和を行うこと て、開設時障壁を下げて、取引精度を高めること につなげる。	排出権特区において、世界的に適用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。 特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品と の連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするた め、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的な020量をベースとしてこれを以て 出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるもの と考える。 提案理由 諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつ ある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設棄件の緩和によって、自主参加型制度下にお ける排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障害となる開設要件の緩和がな されれば国益・国民の便益にも叶うものであるとき者える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱に関し、「現物出資」として埋蔵022量をこの担保とするとしているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、Cの2をその本位 としているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、Cの2をその本位 としているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、Cの2をその本位 としているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、Cの2をその本位 としているが、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、取引毎の管理賽等の徴収 によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。		現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。 なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するものの取引に関する市場を開設 することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となって いる。	右記提案主体からの意見につし て回答されたい。	環境省より受領した回答は、金融庁と全く同じ回答であり、主体的な回答であったかどうか、 基だ疑義を持つ。 本提案は、より実効性の高い取引チャンネル の拡充を訴えるものであって、金融庁の管轄 下における証券取引に軸を置いているもの ではない。 砂定止金融商品取引法は、温室効果ガスを取 引高材のチャンネルとして取引所に認かただ けであって、参入時壁の低減なよりペターな チャンネルの提供には至っていないものであ ると考える。ついては、環境の所管におい て取引所の設置を行む方なり、様々な対応や 実験があって総合、	温室効果ガス国内排 出権取引特区創設ブ ロジェクト	1 0 5 2 福祉医療法人 桂 2 0 2 0 0 0 0 0		金融庁 経済産業省 環境省

13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管		要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由) 措置の 内容		再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1	市の制定した 林業用搬入8 の適用除外	た基本計画に基づく 路設置に係る規制	自然公園法第13条第3項, 自然公園法施行規則第	て取り扱っている。道路を新設する場合は、通常は工作物の新築とし	豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森 つくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出 断については、関連なる関等別地域内の手続きを、現行の自然公園法に13条第2年の規定の許可から、自然公園法施行令第12条の特別地域内における許可又は届出を要しない行為と同様の扱いとする。	間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間 伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。 本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として 区分し、団地により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指に高性能林業機械を活 反分し、団地により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指に高性能林業機械を活 用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道・作業道・搬出路に区分 しており、搬出路は、幅員3m以下1つ切土建一高1、5m以下で開設可た森林を対象に公 均面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐採と小規模な土土で開設し、木材生産のために 使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路(敷砂料では一部である。現代、日本の地に 使用するクローラー式林業機械専用の簡易が路路(敷砂料で上流である。現代、日本の地に 使用するクローラー式林業機械専用の簡易が路路(敷砂料では一部大き進する立場から言え 国内の搬出路については、林道等と同様に自然公園法第13条第3項により、工作物の新築許 可申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、 は、搬出路の開設と含めて一連の間位作業と捉えている。また、申請内容は簡易であるもの の、許疑可事務に1ヶ月程度かかるため、円滑な事業実施の書きなっている。このため、市条 例等に基づく搬出路の開設においては間伐の一環と見なし、自然公園法施行規則第12条の許 リー層権進していきたい。	C	ш	自然公園法の趣旨にかわかかるこ、通常の管理行為や軽易な行為を定めた同法施行税関係 12条の不要許可行為に馴染むものではなく、従来どおり許可を要する行為として把握するのが	提案主体からの意見を踏まえ、	せ、	豊田市森づくり特区	1 0 3 8 0 5 0	農田市	愛知県	環境省
1		に係る規制の適用		カ発電施設のあり方に関する基本 的考え方」をとして審査基準に盛り	風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、 自然公園法の風致景観に関する規制の適用を	本県においてよい風の条件が得られるのは、多くの場合、自然公園区域である。 また、ポスト京都議定書の枠組みでさらなるグリーンエネルギーの導入が必要とされる状況で ある。 このため、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用し た地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、大規模風力発電施設の設置を促進する。	С	ш		右記提案主体からの意見につ て回答されたい。	地球温暖化の進行とともに、化石燃料等の 有限資産の枯渇が喫豚の課題となっており、 最近の異常な深油価格の変動の影響から エネルギーの安全保険の現点から、自然エネ ルギーの重要性は非常に高まっている。国 立公園のエリア内は、風況マップ(ホ-ルベーン) 天頂の環境「公開)のとおり風力が得られると ころと一致している。電電施設が発電効率、P (元効果に優れている、電池を発電が率、P (元効果に優れている、複雑な手続きを経て まであえて計画する事業者はない現況にあ 利の下では施設の設置が通常ない状況にあ るため、自然公園法の風致景観に関する規 制の適用を除外する必要があると考える。		1 0 7 1 0 9	氏庫県	兵庫県	環境省